平成２２年（フ）第１８９７号
広島市安芸区中野東１丁目２番19―101号
債務者　石丸三千代
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９８号
広島市中区千田町３丁目２番12―503号　ハピネス幸
債務者　石丸　勝海
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６号
広島市安佐南区相田６丁目２番18―30号
債務者　藤原　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６号
徳島県美馬市脇町字拝原1037番地１
債務者　垂水　建太
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第２０５号
愛媛県新居浜市港町18番９号
債務者　秋月　鈴子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第２号
愛媛県西条市中野甲1391番地第２
債務者　栗田美智代
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第６号
愛媛県新居浜市田の上１丁目２番26号
債務者　市川　英男
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第８号
愛媛県四国中央市三島宮川２丁目６番27号　藤川ビル３階
債務者　藤川　大輔
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第８０１号
高知県吾川郡いの町柳町43番地
債務者　宮西　律子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９４４号
高知県南国市緑ケ丘３丁目609番地３
債務者　出羽　加奈
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９５７号
高知市高見町235番地７　フローラル赤堤Ｂ202号
債務者　田中満由美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４号
高知市朝倉丁366番地２　朝倉ルートハイツ407号、申立時の住所高知市大津甲864番地１第13つくもコーポ404号
債務者　笹岡　千恵
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２２号
福岡県柳川市西浜武136番地３
債務者　古賀　正行
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１号
福岡県大川市大字坂井160番地
債務者　片岡　和子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第７０４号
大分県別府市大字南立石2145番地の28
債務者　掛橋　牧子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７１０号
大分市大字光吉2155番地　県営２Ａ１―23
債務者　阿南　裕治
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８号
大分市大字三芳810番地の１
債務者　小野　英人
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係